

沖縄漁業安定基金事業  
漁業経営安定対策（施設整備等利子助成事業）助成規程

令和 6 年 2 月 14 日  
5 水漁第1371号水産庁長官承認

### 第1条 目的

本規程は、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について（平成 22 年 3 月 26 日付 21 水港第 2597 号水産庁長官通知。以下「運用通知」という。）第 3 の 2-7-(2) の (4) のアの (ア) の c の (a) の規定に基づき、漁業経営安定対策（施設整備等利子助成事業）（以下「助成事業」という。）の適切な管理及び執行に資することを目的とする。

### 第2条 経費の管理

- 1 公益財団法人沖縄県漁業振興基金（以下「振興基金」という。）は助成事業に係る経費を他の経理と区分して経理するとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係証拠書類を整理保管するものとする。
- 2 融資機関は、助成対象事業の実施に伴う収入及び支出について、他と明確に区分して経理するとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係証拠書類を整理保管するものとする。
- 3 上記 1 項及び 2 項に係る帳簿及び関係証拠書類の保管期間は、事業終了の年度の翌年度から起算して 5 年間とする。

### 第3条 事業の内容

振興基金は、第 3 条の 2 項に規定する資金を借入した助成対象者に、この漁業経営安定対策（施設整備等利子助成事業）助成規程（以下「助成規程」という。）の定めるところにより、利子助成金を交付する。

#### 1 助成対象者

この事業の利子助成を受けることができる者は、運用通知の第 3 の 2-7-(2) の (3) の事業実施者のうち平成 27 年 2 月 3 日以降に融資機関からの資金の貸付けを受けた者であって、次のいずれかに該当するもの（以下「助成対象者」という。）とする。なお、(1) の確認及び証明にあつては運用通知別記様式第 52 号により、(2) の確認及び証明にあつては運用通知別記様式第 53 号により、(3) の承認にあつては運用通知別記様式第 54 号により、それぞれ申請するものとする。

- (1) 米軍訓練等水域により、漁業経営に影響を相当程度受けると認められる旨の漁業協同組合又は沖縄県漁業協同組合連合会（やむを得ない場合には、市町村長）の証明を受け、当該証明について沖縄県知事の確認を受けた漁業者（漁業を営む法人を含む。以下同じ。）
- (2) 米軍訓練等水域により、事業に影響を相当程度受けると認められる旨の沖縄県漁業協同組合連合会（やむを得ない場合には、市町村長）の証明を受け、当該証明について沖縄県知事の確認を受けた漁業協同組合

- (3) (1) 又は (2) に掲げる者のほか、運用通知の第3の2-7-(2)の(5)に規定する事業検討委員会において、米軍訓練等水域により、事業に影響を相当程度受ける者であると認められ、水産庁長官の承認を受けた漁業者又は漁業協同組合

## 2 対象資金

この事業の利子助成の対象となる資金の種類は、次に定めるものとする。

### (1) 設備資金

助成対象者である漁業者が借り入れる、漁船の装備に関する設備の導入等のための設備資金

### (2) 運転資金

助成対象者が借り入れる、漁業活動等を継続するための短期運転資金

## 3 融資枠

この事業の利子助成の対象となる資金の融資枠の上限は、次に定める資金の種類に応じそれぞれ次に定める額とする。

- |                              |      |
|------------------------------|------|
| (1) 助成対象者である漁業者が借り入れる設備資金    | 3千万円 |
| (2) 助成対象者である漁業者が借り入れる運転資金    | 5百万円 |
| (3) 助成対象者である漁業協同組合が借り入れる運転資金 | 1千万円 |

## 4 利子助成期間

この事業の利子助成の対象となる期間は、次に定める資金の種類に応じ、それぞれ次に定める期間とする。

### (1) 設備資金

償還終了までの期間又は貸付の日から5年(漁船関係資金にあっては10年)のいずれか短い期間とする。

### (2) 運転資金

償還終了までの期間又は貸付の日から1年のいずれか短い期間とする。

## 5 利子助成の額

この事業の利子助成の額は、次に定める資金の種類に応じ、それぞれ次に定める額とする。

### (1) 設備資金

利子相当額又は年利率4%として算出した額のいずれか低い額

### (2) 運転資金

利子相当額の1/2に相当する額又は年利率4.5%として算出した額の1/2に相当する額のいずれか低い額

## 【留意事項】

- 共同所有者等の施設等の更新についての借入は、それぞれの施設等の持分に比例させた割合とするか連帯債務での借入とする。
- 融資額が事業の融資枠を超える場合には、原則契約書を事業の範囲内融資分とそれ以外に区分する。

## 第4条 対象事業の実施等手続

### 1 対象事業の承認申請並びに交付申請

- (1) 利子助成金の交付を受けようとする第3条の1の助成対象者(以下「借受者」という。)は以下に定める様式により、「漁業経営安定対策(施設整備等利子助成事業)実施申請書(以下「申請書」という。)」を作成し、融資機関に提出するものとする。また、借受者は融資機関が定める事務取扱に係る借入申込書の他、以下に定める書類の全てを併せて提出するものとする。

なお、複数の資金を借り受ける場合は、一括して承認を受けることとする。

〈必要書類〉

漁業経営安定対策(施設整備等利子助成事業)実施申請書 (様式申-1①・③)

事業実施申請並びに利子助成金の支払請求等に関する委任状 (様式申-1②・④)

漁業経営安定対策(施設整備等利子助成事業)

に係る利子助成金の受入口座届(新規) (様式申-2①・②)

漁業経営安定対策(施設整備等利子助成事業)

に係る利子助成金の受入口座届(変更) (様式申-2③・④)

※ 第3条の1に該当する助成対象者であることの証明する書類の写しを添付すること。

### 【留意事項】

- 借受者は、受入口座届(新規)(様式申-2①又は②)を提出後、やむを得ず利子助成金の受入口座を変更する場合には、受入口座届(変更)(様式申-2③又は④)を記入し、前回提出した受入口座届の写しとともに提出すること。
- (2) 融資機関は、借受者が事業対象者として適格であることを確認の上、申請書等を取り纏め、(1)に挙げる必要書類を振興基金に提出するものとする。

(融資機関が借受者を適格と確認するための要件)

- ① 第3条の1の(1)、(2)及び(3)の助成対象者として確認を受けた漁業者又は漁業協同組合
- ② 少なくとも当該資金の償還期間中は事業活動を継続することが確実であって、かつ、適正な事業運営が行われると融資機関が認めた者

### 2 事業の承認と交付決定等

#### (1) 事業承認と交付決定の手続き

振興基金は、融資機関より受領した申請書等を確認するとともに1の(2)に規定する借受者の要件を確認し、第3条の3に定められた融資枠の範囲内で事業の承認・交付を決定し、融資機関経由にて速やかに借受者に承認並びに交付決定通知をする。

〈必要書類〉

漁業経営安定対策(施設整備等利子助成事業)承認及び交付決定書 (様式通-1)

#### (2) 事業変更承認と変更交付決定の手続き

- ① 振興基金による事業の承認・交付決定後に申請書等の内容に変更があった場合、借

受者は速やかに「漁業経営安定対策（施設整備等利子助成事業）変更実施申請書」を作成し、融資機関を経由して振興基金に事業変更承認申請をしなければならない。ただし、振興基金は、やむを得ない事情があると判断できる場合以外、原則当該事業の変更承認申請を承認しないものとする。当初事業の内容変更のうち、事業に係る資金の貸付金利が、（１）で承認した金利を下回ったことによる利子助成の額の変更等は申請手続き不要とする。

- ② 振興基金は、この事業の変更実施申請を承認並びに交付決定した場合は、「漁業経営安定対策（施設整備等利子助成事業）変更承認及び交付決定書」をもって融資機関を経由し、借受者に通知するものとする。

〈必要書類〉

漁業経営安定対策（施設整備等利子助成事業）変更実施申請書 （様式変申－１）

漁業経営安定対策（施設整備等利子助成事業）

変更承認及び交付決定書

（様式変通－１）

#### 【留意事項】

- 借受者は、振興基金からの事業の承認並びに交付決定通知を受けたのち、融資機関との金銭消費貸借に係る契約書及び融資機関が発行する償還予定表等の写しを提出するものとする。
- 3 利子助成金の支払

#### （１）利子助成金支払請求手続き（借受者・融資機関）

- ① 融資機関は借受者から受領した「事業実施申請並びに利子助成金の支払請求等に関する委任状」に基づき、一年を「４・５・６月」を第１四半期、「７・８・９月」を第２四半期、「１０・１１・１２月」を第３四半期、「１・２・３月」を第４四半期の四半期に区分けし、当該四半期に借入金の約定返済日が到来し、返済を受けた借入金に係る利子助成金の額の合計額について、「漁業経営安定対策（施設整備等利子助成事業）に係る利子助成金支払請求一覧表（〇〇年度第〇四半期分）」に記入し、当該四半期最終月の翌月の１０日までに（当日が非営業日の場合は翌営業日）振興基金に提出し、支払請求を行う事とする。ただし、第４四半期中に返済期日が到来する場合、振興基金が別途定める期日までに利子助成金支払請求するものとし、毎四半期ごと約定日に償還できなかった案件については、延滞の事実確認後速やかに「漁業経営安定対策（施設整備等利子助成事業）延滞報告書」を提出するものとする。なお、振興基金が別途定める期日を過ぎて支払の請求があったものについては、原則受け付けないこととする。
- ② 借入金の約定返済日に約定通りの返済ができず延滞となり、融資機関が利子助成金支払い請求をできなかった場合で、次回の利子助成金支払請求日までに延滞が解消された場合については、借受者の次回約定返済分に係る利子助成金支払請求と併せて、延滞利息を含まない当初約定日までの約定利息について①により利子助成金支払請求を振興基金に行うものとする。

〈必要書類〉

漁業経営安定対策（施設整備等利子助成事業）

に係る利子助成金支払請求一覧表（〇〇年度第〇四半期分）（様式請－１）

漁業経営安定対策（施設整備等利子助成事業）

延滞報告書（〇〇年度第〇四半期分）（様式報－１）

（２）利子助成金支出手続き

① 振興基金は、（１）による利子助成金支払請求があった場合、利子助成金請求金額を確認の上、これを適切と認めるときは、速やかに融資機関経由の上、「漁業経営安定対策（施設整備等利子助成事業）に係る利子助成金支払決定通知書（〇〇年度第〇四半期分）」を借受者に通知するものとする。

また、融資機関に対しては、「漁業経営安定対策（施設整備等利子助成事業）に係る利子助成金支払決定通知一覧表（〇〇年度第〇四半期分）」を通知するものとする。

② 振興基金は、対策事業の適切な執行のために必要と認められる場合、利子助成金を直接借受者に支払うことができるものとする。

〈必要書類〉

漁業経営安定対策（施設整備等利子助成事業）

に係る利子助成金支払決定通知書（〇〇年度第〇四半期分）（様式通－２）

漁業経営安定対策（施設整備等利子助成事業）

に係る利子助成金支払決定通知一覧表（〇〇年度第〇四半期分）（様式通－３）

## 第５条 事業の利子助成金交付の中止、利子助成金の返還等

（１）利子助成金交付の中止・終了等

① 振興基金は、以下のア～キまでに掲げる事項に該当すると認めるときは、その事実が判明した日以降の利子助成金の交付について停止することができるものとする。

ア 対象資金について融資機関より全額繰上償還の請求が行われたとき

イ 融資機関との貸借契約を解約・解除したとき

ウ 借入の対象となる事業の中止を確認したとき

エ 融資機関が借受者を適格と確認するための要件に該当しなくなった事実を確認したとき

オ 本事業と類似する他の国の事業を既に受けており、二重助成となっている事実が確認された場合（発生する恐れがある場合を含む。）

カ 第４条の３の（１）に定める利子助成金の支払請求について、振興基金に対して２回連続して利子助成金の支払請求を行う要件が満たせなかったとき。

キ 第６条により、振興基金が求めた報告を怠り、若しくは調査を拒み、又は借受者が提出した書類に虚偽の事実が記載されていたとき。

② 借受者は、以下のア～オまでに掲げる事項に該当するとき、すみやかに融資機関経由にて振興基金宛てに連絡すること（内容について振興基金にて事前確認を実施）。

借受者は、振興基金からの結果報告をもって「漁業経営安定対策（施設整備等利子助成事業）終了報告書」を作成し、融資機関経由で振興基金へ報告しなければならない。

ア 対象資金の全額繰上償還を行ったとき

イ 融資機関との貸借契約を解約・解除したとき

ウ 借入の対象となる事業の中止を確認したとき

エ 第3条の1に該当しなくなったとき

オ 本事業と類似する他の国の事業を既に受けており、二重助成となっている事実が確認された場合（発生する恐れがある場合を含む。）

〈必要書類〉

漁業経営安定対策（施設整備等利子助成事業）終了報告書（様式終－1）

※ 対象資金について一部繰上償還を行った場合には、すみやかに下記の書類を作成し、融資機関経由にて振興基金に報告を行わなければならない。

〈必要書類〉

漁業経営安定対策（施設整備等利子助成事業）一部繰上償還報告書（様式繰－1）

(2) 利子助成金交付終了通知・利子助成金の返還請求

① 振興基金は、(1)の①の事実を認めた場合または②による事業終了報告を受けた場合、「漁業経営安定対策（施設整備等利子助成事業）終了通知書」により融資機関経由で借受者に通知するものとする。

② 振興基金は、次に掲げる事項に該当すると認めるとき、又はこの助成規程若しくはこの助成規程に基づく契約の条項に違反したことが明らかになった場合は、違反した事実が生じた日に遡り、利子助成金相当額を計算し、「漁業経営安定対策（施設整備等利子助成事業）終了通知書」により、既支払済利子助成金の返還を請求するものとする。

a 利子助成金の交付申請に際して虚偽その他不実の記載が行われたとき

b 融資機関から借り入れた対象資金をその貸付用途以外に使用したとき（既往債務の返済にあてた場合等を含む）

〈必要書類〉

漁業経営安定対策（施設整備等利子助成事業）終了通知書（様式終－2）

## 第6条 報告の徴収等

(1) 融資機関は、当該事業年度内に実施した本事業について「漁業経営安定対策（施設整備等利子助成事業）実績報告書」により3月31日（当日が非営業日の場合は前営業日）までに報告するものとする。

(2) 融資機関は、振興基金が融資機関の行った第3条の事業実施に係る事務に関し、報告を求めた場合又はその職員を派遣して、当該事務に関する帳簿、書類等を調査させることを必要とした場合、これに協力しなければならない。

〈必要書類〉

漁業経営安定対策（施設整備等利子助成事業）実績報告書

（様式報－2）